

目次

告示

- クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定（食と暮らしの安全推進課）
- デジタル技術を活用したクリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定（同）
- 生活保護法による医療機関の指定（社会福祉課）
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出（同）
- 生活保護法による指定医療機関の変更の届出（同）
- 生活保護法による指定医療機関の休止の届出（同）
- 生活保護法による指定医療機関の指定の辞退（同）
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の廃止の届出（障害福祉課）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出（同）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（同）
- 障害者就業・生活支援センターの変更の届出（雇用対策課）
- 県営土地改良事業計画の縦覧（2件）（農村振興課）
- 道路の供用開始（道路課）
- 東北歴史博物館の物品売払代金の徴収事務の委託（教育庁文化財課）

公告

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（障害福祉課）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退（同）
- 開発行為に関する工事の完了（建築宅地課）
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告（教育庁教育企画室）
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告（警察本部会計課）

教育委員会

- 教育委員会定例会の開催（教育庁総務課）

人事委員会

- 人事委員会規則7—16（給料の調整額）の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）

宮城県告示第448号

クリーニング業法（昭和 25 年法律第 207 号）第 8 条の 2 第 1 項の規定によるクリーニング師の研修及び同法第 8 条の 3 の規定による業務従事者に対する講習として、次のとおり指定した。

令和 8 年 6 月 5 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の主催者の名称及び所在地

公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

東京都港区新橋 6 丁目 8 番 2 号

- 2 クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の開催年月日及び会場

開催年月日	会場
令和 8 年 9 月 3 日（木）	大崎建設産業会館 大崎市古川旭 4 丁目 3 番 24 号
令和 8 年 11 月 15 日（日）	宮城県建設産業会館 仙台市青葉区支倉町 2 番 48 号

- 3 通信制で行うクリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の受付期間等

	受付開始年月日	受付締切年月日	レポート提出締切年月日
第 1 回	令和 8 年 8 月 3 日（月）	令和 8 年 8 月 28 日（金）	令和 8 年 9 月 25 日（金）
第 2 回	令和 8 年 10 月 26 日（月）	令和 8 年 11 月 13 日（金）	令和 8 年 12 月 11 日（金）

- 4 受講料

- (1) クリーニング師の研修

1 人につき 5,000 円

- (2) 業務従事者に対する講習

1 人につき 4,500 円

宮城県告示第449号

クリーニング業法（昭和 25 年法律第 207 号）第 8 条の 2 第 1 項の規定によるクリーニング師の研修及び同法第 8 条の 3 の規定による業務従事者に対する講習として、次のとおり指定した。

令和 8 年 6 月 5 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 デジタル技術を活用したクリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の主催者の名称及び所在地

公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

東京都港区新橋 6 丁目 8 番 2 号

- 2 デジタル技術を活用したクリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の開催年月日、受講方法及び受講場所

開催年月日	受講方法	受講場所
令和 8 年 5 月 1 日（金）～ 令和 9 年 3 月 31 日（水）	オンデマンド方式	自宅等

- 3 受講料

- (1) クリーニング師の研修（特別管理産業廃棄物管理責任者講習を含まないもの）
1 人につき 5,000 円
- (2) クリーニング師の研修（特別管理産業廃棄物管理責任者講習を含むもの）
1 人につき 8,000 円
- (3) 特別管理産業廃棄物管理責任者の講習（クリーニング所における特別産業廃棄物のみ）
1 人につき 3,000 円
- (4) 業務従事者に対する講習
1 人につき 4,500 円

宮城県告示第450号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療機関として次のとおり指定した。

令和8年6月5日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名称	所在地	指定年月日
リハビリ訪問看護ステーションつばさ仙南	亶理郡亶理町逢隈中泉字上谷地264-3	令和8年4月1日
公益社団法人 宮城県看護協会 柴田・角田地域訪問看護ステーション	柴田郡柴田町船岡中央2丁目7番19号	令和8年4月1日
訪問看護ステーションみやび	大崎市古川北町二丁目4番22号	令和8年4月1日
公益社団法人宮城県看護協会 大崎訪問看護ステーション	大崎市三本木字善並田156番地	令和8年4月1日
公益社団法人宮城県看護協会 栗原訪問看護ステーション	栗原市築館伊豆二丁目7番17号	令和8年4月1日
公益社団法人宮城県看護協会 ごとた訪問看護ステーション	遠田郡美里町駅東一丁目2番1	令和8年4月1日
仙台調剤薬局気仙沼店	気仙沼市松崎萱121-1	令和8年4月1日
あさひ薬局	白石市旭町 3-2-1	令和8年4月1日
しろいし薬局	白石市沢端町2番39号	令和8年4月1日
すずむら眼科	名取市杜せきのした二丁目6番地の5	令和8年4月27日
いけだ歯科クリニック	名取市杜せきのした1丁目2番地の22	令和8年4月1日
アイン薬局名取増田店	名取市増田字柳田210-1	令和8年4月1日
竹内歯科医院	角田市角田字田町 73-3	令和8年4月1日
安田内科医院	岩沼市大手町8-11	令和8年4月1日
あいあい薬局	岩沼市中央2-4-3	令和8年4月1日
登米市立上沼診療所	登米市中田町上沼字新寺山下59-1	令和8年4月1日
やまと在宅診療所登米	登米市迫町佐沼字南元丁72番地	令和8年4月1日
日本調剤佐沼薬局	登米市迫町佐沼字下田中39-1	令和8年4月1日
仙台調剤薬局佐沼店	登米市迫町佐沼字下田中39-2	令和8年4月1日
佐沼調剤薬局	登米市迫町佐沼字下田中5-23	令和8年4月1日
まつい調剤薬局	登米市迫町佐沼天神前81-4	令和8年4月1日
仙台リハビリテーション病院	富谷市成田1-3-1	令和8年4月1日
富谷ファミリーメンタルクリニック	富谷市上桜木2-3-6	令和8年4月1日

プロテア薬局たいとみ店	富谷市日吉台2丁目34-2-2	令和8年4月1日
歯科ヒライ	柴田郡柴田町船岡東2丁目8-22	令和8年4月1日
山本医院	伊具郡丸森町町西 62-1	令和8年4月1日
フレンド薬局吉田	亶理郡亶理町吉田字松崎 67	令和8年4月1日
アイン薬局 亶理店	亶理郡亶理町字上茨田4-9	令和8年4月1日
松村クリニック	亶理郡山元町坂元字道合 37番地	令和8年4月16日
アイン薬局 亶理山元店	亶理郡山元町高瀬字合戦原 111-2	令和8年4月1日
古川調剤薬局宮崎店	加美郡加美町宮崎字屋敷5番16-5	令和8年4月1日
なかがわ眼科	石巻市恵み野5-10-41	令和8年5月1日
調剤薬局ツルハドラッグ石巻 広瀬店	石巻市広瀬字馬場屋敷 34番1	令和8年5月1日
永沼歯科クリニック	塩竈市梅の宮 14-10	令和8年5月1日
南気仙沼内科医院	気仙沼市内の脇一丁目6番15号1	令和8年5月1日
仙台調剤薬局 気仙沼大橋店	気仙沼市内の脇一丁目6番15-2号	令和8年5月1日
仙台調剤白石店	白石市福岡蔵本字秋野沢 22-5	令和8年5月1日
ささき歯科クリニック	多賀城市中央1-16-17	令和8年5月1日
ゆうじろう歯科クリニック	登米市中田町石森字駒牽 403番の5	令和8年5月1日
おあしす調剤薬局	登米市南方町鴻ノ木 151-1	令和8年5月1日
ヤモト歯科医院	東松島市矢本字新沼 203-2	令和8年5月1日
和(のどか)薬局	東松島市矢本字上河 293-7	令和8年5月1日
ひかり薬局大崎市民病院前	大崎市古川穂波2-8-14	令和8年5月1日
たいとみ胃腸内科医院	富谷市日吉台二丁目34-2-1	令和8年5月1日
榊原デンタルクリニック	富谷市成田7-26-119	令和8年5月1日
明石台こども歯科・大人歯科	富谷市明石台5丁目34番18号	令和8年5月1日
はなのみち薬局 市立病院前店	気仙沼市赤岩平貝 86-2	令和8年4月1日
調剤薬局ツルハドラッグ多賀 城店	多賀城市高橋4丁目15番7号	令和8年3月1日
きずな薬局 古川駅東	大崎市古川駅東1丁目1番19号	令和8年4月1日
ひかり薬局古川旭	大崎市古川旭三丁目7番14号	令和8年4月1日
あまねけあ訪問看護ステーション	大崎市古川江合錦町2丁目7番28号	令和8年4月1日
恵み野おおほり内科クリニック	石巻市恵み野1丁目10番5号	令和8年5月1日
石巻市立病院附属牡鹿医療センター	石巻市鮎川浜清崎山7番地	令和8年4月1日
薬局きぼう号	石巻市恵み野一丁目10番6	令和8年5月1日
ししおり薬局	気仙沼市浪板 137-1	令和8年5月1日
みなみかた歯科医院	登米市南方町山成 207番地6	令和8年4月1日

古川駅前メンタルクリニック	大崎市古川駅前大通2丁目4-26 3階	令和8年4月1日
みやざき内科クリニック	大崎市古川旭3丁目7番15号	令和8年4月15日
十日町調剤薬局	大崎市古川十日町3番16号	令和8年4月1日
すばる薬局大清水店	富谷市大清水一丁目2番10	令和8年5月1日
アシスト薬局 富谷店	富谷市明石台7丁目1番6エターナルタウン2階2-C号室	令和8年4月1日

宮城県告示第451号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨届出があった。

令和8年6月5日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名称	所在地	廃止年月日
ウイズ薬局	黒川郡大和町吉岡字上道下40-1	令和8年1月31日
佐々木小児歯科医院	石巻市蛇田字新西境谷地99-7	令和7年8月20日
くまさん薬局 藤倉店	塩竈市藤倉2-4-22	令和8年1月31日
あさの眼科医院	栗原市築館伊豆4-5-15	令和8年2月28日
赤間歯科医院	東松島市矢本字上河戸 70-10	令和8年1月19日
石巻市立牡鹿病院	石巻市鮎川浜清崎山 7	令和8年3月31日
山の手調剤薬局	石巻市大手町 4-561	令和8年3月31日
ししおり調剤薬局	気仙沼市東八幡前270-1	令和8年3月19日
調剤薬局ツルハドラッグ 多賀城店	多賀城市高橋4-4-1	令和8年2月28日
おおともクリニック	登米市津山町柳津字幣崎422	令和8年3月21日
みなみかた歯科医院	登米市南方町山成207-6	令和8年3月31日
古川駅前メンタルクリニック	大崎市古川駅前大通2丁目4-26 3階	令和8年3月31日
若林歯科医院	大崎市鳴子温泉字湯元 93-2	令和8年3月17日
十日町調剤薬局	大崎市古川十日町4番18号	令和8年3月31日
アシストファーマシー	富谷市明石台7丁目1番6エターナルタウン2階2-C号室	令和8年3月31日
森薬局	亶理郡山元町坂元字町 56	令和7年12月31日
公益財団法人宮城厚生協会 会中新田民主医院	加美郡加美町字矢越 345	令和8年3月31日
つばさ薬局中新田店	加美郡加美町矢越340-1	令和8年4月9日

宮城県告示第452号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨届出があった。

令和 8 年 6 月 5 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

	名称	所在地	変更年月日
変更前	のりこ小児科	富谷市日吉台 2-24-2	令和 8 年 4 月 1 日
変更後	ひかる在宅クリニック・ のりこ小児科		

宮城県告示第453号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり休止した旨届出があった。

令和 8 年 6 月 5 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名称	所在地	休止年月日
プレミア歯科	登米市南方町新島前 46 番 1 イオンタウン佐沼ショッピングセンター内	令和 7 年 9 月 20 日
沼崎歯科医院	石巻市中央 2-4-23 2 階	令和 8 年 4 月 1 日
沢辺歯科クリニック	栗原市金成沢辺木戸口 5-5	令和 8 年 3 月 1 日

宮城県告示第454号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 51 条第 1 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり指定の辞退があった。

令和 8 年 6 月 5 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名称	所在地	辞退年月日
宮城県精神保健福祉センター 附属診療所	大崎市古川旭 5-7-20	令和 8 年 3 月 31 日
アシストファーマシー	富谷市明石台 7 丁目 1 番 6 エターナル タウン 2 階 2-C 号室	令和 8 年 3 月 31 日
医療法人社団秀和会 誠寿歯 科医院	多賀城市高橋 2-19-20	令和 8 年 7 月 31 日

宮城県告示第455号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第21条の5の25の規定により告示する。

令和8年6月5日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止する指定障害福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日
0450917075	ソーシャルビレッジ ジュニア 多賀城市中央3-10-5 ogge ビル 2F	放課後等デイサービス	スタンディ株式会社	令和8年3月 31日
0452200355	柴田町障害児通園施設むつみ学園 柴田郡柴田町大字富沢字青木町6 -2	児童発達支援	柴田町	令和8年3月 31日
0451500797	放課後等デイサービスあおいそら 一歩 大崎市岩出山字浦小路104-3	放課後等デイサービス	一般社団法人く るる	令和8年4月 30日
0451600050	運動学習支援教室 そら・ふね 上桜木 富谷市上桜木1丁目37-1	児童発達支援・ 放課後等デイサービス	株式会社ウェル リソース	令和8年4月 30日

宮城県告示第456号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 2 項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第 51 条第 2 号の規定により告示する。

令和 8 年 6 月 5 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止する指定 障害福祉サー ビスの種類	設置者名	廃止年月日
0411501075	短期入所こた古川 大崎市古川江合寿町三丁目 6 番 5 号	短期入所	ノースオウル株式会社	令和 8 年 2 月 28 日
0421500828	こた古川 大崎市古川江合寿町三丁目 6 番 3 号	共同生活援助	ノースオウル株式会社	令和 8 年 2 月 28 日
0421500844	日中支援こた古川 大崎市古川江合寿町三丁目 6 番 5 号	共同生活援助	ノースオウル株式会社	令和 8 年 2 月 28 日
0411300627	これさぼヘルパーステーション宮野中央 栗原市築館宮野中央二丁目 5 番地 1 中央宮忠 102 号	居宅介護・重 度訪問介護	特定非営利活動法人高齢者地域福祉サポートセンター	令和 8 年 3 月 31 日
0411500754	ハーモニーさんぼんぎ 大崎市三本木字善並田 115-1	短期入所	社会福祉法人大崎誠心会	令和 8 年 3 月 31 日
0411501091	これさぼヘルパーステーション古川 大崎市古川福浦一丁目 21 番 25 号	居宅介護・重 度訪問介護	特定非営利活動法人高齢者地域福祉サポートセンター	令和 8 年 3 月 31 日
0412100026	社会福祉法人蔵王町社会福祉協議会 刈田郡蔵王町大字円田字十文字北 3 番地 1	居宅介護	社会福祉法人蔵王町社会福祉協議会	令和 8 年 3 月 31 日
0413100082	セントケアこごた 遠田郡美里町字化粧坂 19-1	同行援護	セントケア宮城株式会社	令和 8 年 3 月 31 日
0410500540	老人保健施設リバーサイド春圃 気仙沼市館山一丁目 1 番 43 号	短期入所	医療法人くさの実会	令和 8 年 4 月 30 日

宮城県告示第457号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和8年6月5日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
0411400401	m a n a b y C R E A T O R S 東松島 東松島市矢本南浦 106- 1	就労継続支援 B型	株式会社 m a n a b y	令和8年6月1日

宮城県告示第458号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 27 条第 3 項の規定により、障害者就業・生活支援センターの指定をした団体から、次のとおり変更の届出があった。

令和 8 年 6 月 5 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 指定を受けた者の名称及び住所

- (1) 名称 特定非営利活動法人栗原市障害者就労支援センター
- (2) 住所 栗原市築館藤木 4 番 53 号

2 変更の内容

変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
事務所の所在地	栗原市築館薬師 4 丁目 4 番 17 号	栗原市築館字下宮野町下 27 番地 1	令和 8 年 6 月 1 日

宮城県告示第459号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営上沼桜場地区土地改良事業（区画整理事業）計画を定めたので、同条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第6項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

令和8年6月5日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和8年6月5日から令和8年7月3日まで
- 3 縦覧場所
登米市迫総合支所及び中田総合支所

宮城県告示第460号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営田畑・中埜第2地区土地改良事業（農業用排水施設整備事業）計画を定めたので、同条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第6項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

令和8年6月5日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和8年6月5日から令和8年7月3日まで
- 3 縦覧場所
登米市登米総合支所、米山総合支所及び豊里総合支所

宮城県告示第461号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和8年6月5日から30日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所に
おいて一般の縦覧に供する。

令和8年6月5日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	河北桃生線	石巻市福地無番地先から 石巻市福地無番地先まで	令和8年6月5日

宮城県告示第462号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年6月5日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地
仙台市若林区大和町一丁目18番21号
株式会社 CHO-SAN Factory
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容
図録の販売に係る物品売払代金
- 3 指定年月日
令和8年4月1日
- 4 委託年月日
令和8年4月1日
- 5 委託期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 54 条第 2 項の規定により、自立支援医療のうち育成医療及び更生医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第 69 条の規定により公告する。

令和 8 年 6 月 5 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	担当する医療の種類	所 在 地	指 定 年 月 日
アクト調剤薬局藤倉店	調剤	塩竈市藤倉二丁目 4-22	令和 8 年 4 月 1 日
調剤薬局ツルハドラッグ 名取増田店	調剤	名取市増田字北谷 264- 1	令和 8 年 4 月 1 日
調剤薬局ツルハドラッグ 多賀城店	調剤	多賀城市高橋四丁目 15- 7	令和 8 年 3 月 1 日
ツクイ石巻訪問看護ステ ーション	指定訪問看護事業者 等	石巻市立町 1-4-15 石 巻ビルディング 3 階	令和 8 年 4 月 1 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 65 条の規定により、次のとおり育成医療及び更生医療を行う医療機関として指定した指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第 69 条の規定により公告する。

令和 8 年 6 月 5 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	担当する医療の種類	所 在 地	辞 退 年 月 日
ししおり調剤薬局	調剤	気仙沼市東八幡前 270-1	令和 8 年 3 月 31 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和 8 年 6 月 5 日

	宮城県知事 村 井 嘉 浩
1 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称	多賀城市浮島字高原 91 番 1、91 番 2、92 番 1 の一部
2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）	愛知県名古屋市長久区一社三丁目 7 番地 株式会社ユニホー

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和8年6月5日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 入札に付する事項

- (1) 調達案件及び数量 宮城県立高等学校教育用コンピュータ賃貸借（3校） 一式
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 賃貸借期間 令和9年1月1日から令和13年9月30日まで
- (4) 設置場所
宮城県涌谷高等学校、宮城県仙台三桜高等学校、宮城県大河原産業高等学校川崎校

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時まで宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
- (3) 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (4) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (6) 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (7) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成20年11月1日施行)別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

ア 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

イ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以

下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

(8) 過去2年以内に国又は地方公共団体等と本調達と同規模程度の機器賃貸借及び保守契約を締結し、2回以上履行した実績(複数年契約しているものにあつては、履行開始から12月以上経過しているものを含む。)を有すること。

(9) 賃貸借機器に対する迅速な保守及び修理の体制(出張所、代理店等を含むものとし、委託する場合を含む。)が整備されていること。

(10) 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒980—8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 電話022—211—3335)へ令和8年6月19日(金)午後5時までに提出すること。

3 入札書の提出場所等

(1) 電子調達システムの利用

ア 本調達案件は、電子入札(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)及び紙入札(書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)を併用して入札を行うものとする。

イ 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

(2) 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒980—8423 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県教育庁教育企画室情報化推進班 電話022—211—3612

(3) 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、令和8年6月17日(水)まで(2)宛て申し出ること。

(4) 一般競争入札参加資格審査

ア 電子調達システムを用いて参加資格審査を受ける場合 電子調達システム(以下「システム」という。)により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和8年6月22日(月)午前9時から令和8年6月30日(火)午後5時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

イ 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和8年6月30日(火)午後5時までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

ウ 開札日までの間において、ア又はイにおいて提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札書の提出期限等

ア システムを用いて入札する場合

入札期間 令和8年7月6日(月)午前9時から令和8年7月14日(火)午後5時まで

イ 書面により入札書を提出する場合

- (ア) 日時 令和8年7月14日(火)午後5時
- (イ) 場所 (2)に同じ
- (ウ) 郵送による場合は、配達証明付書留郵便により(ア)の日時までには到達するよう提出すること。

ただし、入札書を持参する場合は、(6)の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

- (エ) 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

(6) 開札の日時及び場所

令和8年7月15日(水)午前9時30分

宮城県行政庁舎16階 教育企画室内

4 入札に参加することができない者 2に定める資格を有しない者

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金 財務規則(昭和39年宮城県規則第7号)第97条及び第98条の規定による。
- (3) 契約保証金 財務規則第113条及び第114条の規定による。
- (4) 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。
- (5) 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。
- (6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無
- (8) 契約書作成の要否 要
- (9) この契約は、電子契約を選択することができる。
- (10) 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。
- (11) 詳細は、入札説明書による。

6 概要

Summary

- (1) Nature and Quantity of Items or Services to be Procured:Leasing of computers for educational use for Miyagi Prefectural High Schools (3 schools) (1 set).
- (2) Lease Period :January 1, 2027 to September 30, 2031
- (3) Place of Implementation:Miyagi Prefectural Wakuya High School; Miyagi Prefectural Sendai Sanou High School; Miyagi Prefectural Ogawara Industrial High School Kawasaki Campus.
- (4) Deadline and Location for Bid Submission:Information Technology Promotion Section, Education Planning Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefectural Government. July 14, 2026 (Tue.), 5:00P.M.
- (5) Time and Location of Bid Selection:Education Planning Division, Miyagi Prefectural Government Building 16th Floor

July 15, 2026 (Wed.), 9:30A.M.

(6) Contact Information:Information Technology Promotion Section, Education Planning
Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefectural Government.
3-8-1 Honcho, Aoba Ward, Sendai City, Miyagi Prefecture 980-8423
Tel. : 022-211-3612

(7) Language and Currency Used in Contract Procedures:Japanese and Japanese yen only.

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和8年6月5日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 入札に付する事項

- (1) 調達案件及び数量 クライアント・サーバシステム用資機材賃貸借②（CSDB②） 1式
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間 令和9年3月1日から令和14年2月29日まで
- (4) 履行場所 宮城県警察本部総務部情報管理課ほか

2 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
- (3) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (4) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (6) 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (7) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

ア 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

イ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人

等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

(8) 令和8年6月29日(月)までに、発注者に対し別紙「機器等リスト」(納入しようとする機器等を記載した一覧表)及び性能等に関する資料(製品カタログ等)を提出していること。

(9) 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要な事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 電話022-211-3335)へ令和8年6月29日(月)午後5時までに提出すること。

3 入札書の提出場所等

(1) 担当課

〒980-8410 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県警察本部総務部会計課調度係(電話番号022-221-7171、内線2232)

(2) 入札説明書等の交付方法

この入札公告が掲載された物品等電子調達システムからダウンロードできる。

(3) 一般競争入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより令和8年7月30日(木)までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札書の提出期限

入札書を持参する場合は、(5)の開札の日時までとする。ただし、郵送による場合は、令和8年8月14日(金)午後5時までに、調達案件名称及び開札日等を記載の上、配達証明付書留郵便にて(1)あて必着のこと。提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和8年8月17日(月)午前9時30分

イ 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県警察本部庁舎地下1階入札室

4 入札に参加することができない者

2に定める資格を有しない者及び3の(3)における審査により資格を有しないとされた者

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金 財務規則(昭和39年宮城県規則第7号)第98条第1項第3号の規定により、免除とする。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、同第97条の入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

(3) 契約保証金 財務規則(昭和39年宮城県規則第7号)第113条及び第114条の規定による。

(4) 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

(5) 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、契約期間全体の賃貸借料の総額を記載すること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を

入札書に記載すること。

- (6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) 契約書作成の要否 要
- (8) この契約は、電子契約を選択することができる。
- (9) この入札に係る調達案件は、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約対象業務として複数年度に渡る履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約を解除する。
- (10) 詳細は入札説明書による。

6 概要

Summary

1. Place and deadline for submitting bid form

Supplies Section, Accounting Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters

August 14, 2026, 5:00 p.m.

2. Item/Service Required

Lease of equipment for client server system ② (CSDB ②) – 1 set

3. Date and Place of Bid Selection:

the Bidding Room, Miyagi Prefectural Police Headquarters

August 17, 2026, 09:30 a.m.

4. Contact

Supplies Section, Accounting Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters

3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8410 Japan

Tel. 022-221-7171 Ext. 2232

宮城県教育委員会告示第6号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

令和8年6月5日

宮城県教育委員会

教育長 小野 寺 邦 貢

1 日 時 令和8年6月11日 午後1時30分

2 場 所 教育委員会会議室

3 事件

第1号議案 高等学校入学者選抜審議会委員及び専門委員の人事について

第2号議案 宮城県図書館協議会委員の人事について

4 傍聴者の定員

12人

5 傍聴手続

(1) 傍聴希望の受付は、会議開会30分前から10分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

6 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県教育庁総務課総務班（電話022-211-3611）

人事委員会規則 7—16（給料の調整額）の一部を改正する規則をここに公布する。
令和 8 年 6 月 5 日

宮城県人事委員会
委員長 西 條 力

人事委員会規則 7—16—54

人事委員会規則 7—16（給料の調整額）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和 32 年宮城県条例第 29 号）に基づき、人事委員会規則 7—16（給料の調整額）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第 1 適用区分表（第 1 条並びに第 2 条第 1 項及び第 2 項関係）			別表第 1 適用区分表（第 1 条並びに第 2 条第 1 項及び第 2 項関係）		
勤務箇所	職員	調整数	勤務箇所	職員	調整数
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
特別支援学校	教育に直接従事することを本務とする職員	<u>0.75</u>	特別支援学校	教育に直接従事することを本務とする職員	<u>1</u>
県立の中学校及び高等学校並びに市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校	1 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 81 条に定める特別支援学級を担当し、特別支援教育に直接従事することを本務とする職員 2 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 140 条に規定する特別の教育課程による教育に直接従事することを本務とする職員 3 1 及び 2 に掲げる職員以外の職員（人事委員会が定める職員に限る。）	<u>0.75</u>	県立の中学校及び高等学校並びに市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校	1 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 81 条に定める特別支援学級を担当し、特別支援教育に直接従事することを本務とする職員 2 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 140 条に規定する特別の教育課程による教育に直接従事することを本務とする職員 3 1 及び 2 に掲げる職員以外の職員（人事委員会が定める職員に限る。）	<u>1</u>
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

附 則

この規則は、令和9年1月1日から施行する。